

募 集

八雲町からのお知らせ

◎臨時職員を募集します

町では、次により臨時職員を募集します。応募される方は次の場所に備え付けの申込用紙に写真を貼付のうえ必要事項を記入(自筆)し、公共職業安定所の紹介状および下記添付書類を添えて、総務課人事厚生係または、八雲町熊石総合支所産業課、熊石海洋深層水総合交流施設へ提出してください。

◎臨時公務補

【申込用紙取得場所】

役場総務課人事厚生係、熊石総合支所、落部支所、相沼泊川出張所、熊石海洋深層水総合交流施設または函館公共職業安定所八雲出張所

【募集人員】 1名

【応募資格】

・普通自動車運転免許を有する方
・八雲町熊石地域に居住できる方(熊石地域の雇用促進のため)
・パソコンのワード、エクセルなどの基本操作ができる方

【勤務場所】

八雲町水産試験研究施設
(八雲町熊石根崎町地内)

【雇用期間】

平成31年1月1日(火)～
平成31年3月30日(土)

※勤務成績により更新あり

【勤務日】 週休2日制

※土日勤務の場合あり

【勤務時間】

午前8時30分～
午後5時15分

【添付書類】

自動車運転免許証の写し

【業務内容】

水産試験研究施設内の管理業務

※魚類、水産動物類、貝類、海藻類の給餌、記録、調査の準備、後片付けなど

【賃金】 日額 7,650円

【特別賃金】 年間96日分

※初年度は減額されます。

【保険など】

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入

【申込期限】

9月25日(火)
午後5時15分(郵送の場合)

【試験予定日】

10月11日(木)
※時間は別途通知します

【問い合わせ先】

熊石海洋深層水
総合交流施設

☎01398-2-2300

自治基本条例って何ですか vol.21

前回のVol.20(平成30年5月号)では自治基本条例の第6章(コミュニティ)第26条、第27条について解説しました。今号では、第7章(議会)第28条、29条を細解いていきます。

第7章(議会)

(議会の設置)

第28条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

(議会の役割)

第29条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

解説・考え方

議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される議事機関として位置づけられています。

現在の地方自治制度は、選挙によって議員と首長を選び、互いがけん制し合いながら自治を行う「二元代表制」を制度の根幹としています。

議会は、町民の意見を広く吸い上げながら政策を形成するとともに、行財政が適正に運営されているかを常に監視し、条例の制定、改定、廃止や予算決算等の重要事項を審議するなど、八雲町の意思を決定する重要な機関です。地方分権によって地方自治体の裁量が増す中で、今まで以上に議会の役割が増していくことが予想されています。

〈広告〉

司法書士・行政書士
やまびこ事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町67番地2F(ふたばさん2階)

町長との懇談会 OK

町長と話したい、町長の考えを聞いてみたいと思っている町民の方との懇談会を開催しています。

◆人数 5名以上(団体、個人は問いません)

◆懇談時間 概ね1時間程度

◎希望の開催日時と会場を事前にお知らせください(こちらから伺います)。随時受け付けしています。

※日程は町長の公務日程と調整させていただきます。

◆申込先

企画振興課協働推進係

地域振興課まちづくり推進係

☎0137-62-2300

☎01398-2-3111